

お知らせ

《コンタクトレンズ検査の診療費について》

当院では、健康保険法・国民健康保険法に従い、初診料 291 点 再診料 76 点

コンタクトレンズ検査には、コンタクトレンズ検査料（1）200 点

をそれぞれ算定しております。診療には、厚生労働省の施設基準に定める経験を有した医師が担当し、万全を尽くしております。何かご不明な点がございましたら、お訊ね下さい。

《地域支援・外来医薬品供給対応体制加算、一般名処方加算》

当院では患者様の負担を減らすため、積極的に一般名処方を行っております。また、院内処方においても積極的にジェネリック医薬品を使用しております。医薬品の供給が不足した場合には投与する薬剤を変更する可能性があります。変更の場合には必ずその旨をご説明いたします。これに伴い、「一般名処方加算 1（8 点）2（6 点）」および、「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算」8 点が加算されております。

《物価対応料・ベースアップ加算》

当院では、令和 8 年度診療報酬改定に伴い物価高騰への対応として「外来在宅物価対応料」を算定しております。また、「外来在宅ベースアップ評価料（1）」を算定しております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。

《電子的診療情報連携体制整備加算》

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を整備しており、必要な診療情報・薬剤情報等を取得、医師が診察室等で確認し、その情報を活用して診療を行っております。電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有しております。医療 DX を通じて質の高い医療の提供に努めています。「電子的診療情報連携体制整備加算 2」を初診時月 1 回に限り 9 点、再診時、月 1 回に限り 2 点を算定します。

《短期滞在手術等基本料》

当院では「短期滞在手術等基本料 1」の施設基準を取得しております。白内障手術などの日帰り手術に対し、適正な人員配置、施設や医療設備の充実度、緊急時の対応等において一定以上の質を確保することが求められております。当院ではこの施設基準を満たしており、白内障手術を施行された方に対し「短期滞在手術等基本料 1」を算定させていただいております。

令和 8 年 6 月

中村橋眼科医院

院長 岡本 俊彦